

令和 8 年第 7 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 8 年 6 月 18 日（木曜）	
場 所	堺市役所 高層館 20 階 第 1 特別会議室	
会 議 種 類	定例会	
議 題	報告第 9 号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について 報告第 10 号 市長からの意見聴取（令和 8 年度堺市一般会計補正予算）について 議案第 22 号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第 23 号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	
その他の報告	①いじめの重大事態に係る調査結果報告書について	
教 育 長	関百合子教育長	
出 席 委 員	豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員	
事務局出席者	寶子英司教育次長 休場理夫教育施設技術監 守谷奈津美教育監 富岡重幸教育監 長尾正志総務部長 西尾朋章総務課長 高山宗寛教職員人事部長 宇野敬子教職員企画課長 百田真也学校教育部長 岩井伸司学校教育部部理事 松本展典学校保健体育課長 中森毅生徒指導課長 若林敦子地域教育支援部長 山崎千春地域教育振興課長 樋口信征教育政策課長 川原拓教育政策課課長補佐 小嶋優介教育政策課企画係長	
開 会 宣 言	午後 2 時 15 分	
関百合子教育長	これより、令和 8 年第 7 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第 15 条の規定により、傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。	
川原拓教育政策課 課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長およびすべての委員が出席されています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。	
関百合子教育長	それではこれより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 8 年第 6 回教育委員会議事録を承認することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。	
【案 件】	日程第 1 報告第 9 号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について	

関百合子教育長	それでは、日程第1 「報告第9号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）について」を議題とします。提案理由を説明してください。
【説明】 宇野敬子 教職員企画課長	報告第9号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について説明します。 本件は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、令和8年第3回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたものです。本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和8年5月20日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。 その内容は、義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げを踏まえ、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、所要の改正を行うものです。 改正の内容は、まず、全日週休日及び休日等において、従事した時間が、引き続き3時間以上であるときは日額3,900円に、引き続き2時間以上3時間未満であるときは日額2,600円に改正するものです。 次に、半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き3時間以上であるときは日額3,900円に、引き続き2時間以上3時間未満であるときは日額2,600円に改正するものです。 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和8年4月1日から適用するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見ありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
【案件】	日程第2 報告第10号 市長からの意見聴取（令和8年度堺市一般会計補正予算）について
関百合子教育長	それでは、日程第2 「報告第10号 市長からの意見聴取（令和8年度堺市一般会計補正予算）について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】	報告第10号 市長からの意見聴取（令和8年度堺市一般会計

西尾朋章 総務課長	補正予算) について説明します。 本件は、令和 8 年度堺市一般会計補正予算(第 1 号)について、令和 8 年第 3 回市議会(定例会)に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 8 年 5 月 11 日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。 資料 3 ページ別紙 1、第 1 表 歳入歳出予算補正(教育費関係)をご覧ください。 教育費における現計予算に係る補正額は、歳入予算で、17 款 国庫支出金のうち、教育費国庫補助金と教育費国庫委託金を合わせて 24 億 9651 万 5 千円の減額、24 款 市債のうち教育債が 63 億 1550 万円の減額、歳出予算は、10 款 教育費合計で 88 億 6316 万 2 千円の減額を行います。 続いて、補正予算の内容を説明します。4 ページの「令和 8 年度 5 月補正予算の概要について」をご覧ください。 1 つめ、高等学校の DX 加速化推進。 2 つめ、AI を活用した英語教育の強化。 3 つめ、部活動における地域展開等の推進。 4 つめ、夜間照明設備の活用。 5 つめ、学校施設等の整備。 以上 5 つの項目については、国の令和 7 年度補正予算を活用し、堺市の令和 7 年度予算を補正した上で、令和 8 年度に繰り越して執行するため、不要となる各項目の令和 8 年度予算の減額補正を行うものです。 続いては、6 つめ、みはら大地幼稚園の通園バスの購入についてです。通園バスとして使用しているマイクロバスの 1 台について老朽化に伴い、本年度中に買替えを行うため、971 万 2 千円増額するものです。 7 つめ、特別支援学校の通学バスの増便についてです。 令和 8 年 4 月に開校した百舌鳥支援学校宮園分校については、今後の児童生徒数の増加が見込まれるため、令和 9 年 4 月から通学バスを 1 台増便できるよう、契約準備として債務負担行為を設定し、限度額 8600 万円を計上するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見ありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第 3 議案第 22 号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について
関百合子教育長	続いて、日程第 3 「議案第 22 号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。

【説 明】 西尾朋章 総務課長	議案第 22 号 堺市教育委員会公印規則の一部改正について説明します。 本件は、事務処理の効率化の観点から百舌鳥支援学校宮園分校に学校印及び校長印を設置するため、所要の改正を行うものです。 改正内容は、百舌鳥支援学校宮園分校准校長を管理責任者として、宮園分校専用の堺市立百舌鳥支援学校印及び堺市立百舌鳥支援学校長印を新たに制定するものです。 施行期日は公布の日です。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
関百合子教育長	ここでお諮りいたします。 日程第 4「議案第 23 号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」は、人事に関する案件のため、 「その他の報告① いじめの重大事態に係る調査結果報告書について」は、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(議案第 23 号、その他の報告①は秘密会)	
【案 件】	日程第 4 議案第 23 号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
関百合子教育長	それでは、日程第 4 「議案第 23 号 堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 山崎千春 地域教育振興課長	本件は、堺市社会教育委員 1 名の令和 8 年 6 月 30 日付けでの解嘱及びその後任となる委員の委嘱について審議いただくものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問・ご意見なしと認めます。

	本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
関百合子教育長	それでは、「その他の報告① いじめの重大事態に係る調査結果報告書について」報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【案 件】	その他の報告① いじめの重大事態に係る調査結果報告書について
【説明（要旨）】 松本展典 学校保健体育課長	堺市立学校で発生したいじめ重大事態について、いじめ防止対策推進法及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例に基づき、いじめ重大事態調査委員会より答申がありましたので報告します。
閉 会 宣 言	午後 2 時 57 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 8 年第 7 回教育委員会を閉会します。